

東京都児童福祉審議会 第1回専門部会  
(児童虐待防止に関する条例検討部会)

議事録

- 1 日時 平成30年8月9日(木) 18時30分～20時32分
- 2 場所 都庁第一本庁舎 16階南側 特別会議室S6
- 3 次第

(開会)

1 委員・行政職員紹介

2 議 事

(1) 部会長・副部会長選任

(2) 関係者ヒアリング

(区市町村における児童虐待対応、社会的養護のもとで育った子供の自立支援の状況等)

(3) 児童虐待防止等に関する条例骨子案の検討

3 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

磯谷部会長、大竹副部会長、秋山委員、藤岡委員、山下委員

5 配布資料

- |     |                           |
|-----|---------------------------|
| 資料1 | 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿 |
| 資料2 | 葛飾区における児童虐待への対応について       |
| 資料3 | 特定非営利活動法人日向ぼっこ            |
|     | ・リーフレット                   |
|     | ・2017年度活動報告               |

・日向ぼっこ通信150号

- 資料4-1 児童福祉審議会本委員会における条例案の項目に係る委員意見
- 資料4-2 児童虐待防止等に関する条例案（仮称）の項目検討（概要）
- 資料4-3 児童虐待防止等に関する条例案（仮称）の項目検討

開 会

午後6時30分

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、定刻となりました。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

私は、事務局の書記を担当させていただきます、福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長の園尾と申します。どうぞよろしく願いいたします。失礼して、座って進めさせていただきます。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告させていただきます。

本専門部会の委員は、委員5名、オブザーバー1名の計6名でございます。本日は、1名の方が所用により欠席との御連絡をいただいております。それ以外の方は皆様おそろいですので、始めさせていただきます。

次に、お手元に本日の会議資料を配布してございますので、御確認をお願いいたします。

資料1、「東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿」。

資料2、「葛飾区における児童虐待への対応について」。

資料番号はついておりませんが、資料3といたしまして、特定非営利活動法人日向ぼっここのリーフレット、2017年度活動報告、日向ぼっこ通信150号の3種類の資料をクリップでとめております。

資料4-1、「児童福祉審議会本委員会による条例案の項目に係る委員意見」。

資料4-2、「児童虐待防止等に関する条例案（仮称）の項目検討（概要）」。

資料4-3、「児童虐待防止等に関する条例案（仮称）の項目検討」。

また、資料とは別に、お手元に関係法令集のフラットファイルを、置かせていただいております。関係法令集については、毎回事務局で机上に御用意いたしますので、お持ち帰りいただかないようお願いいたします。

なお、本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから東京都児童福祉審議会児童虐待防止等に関する条例案検討のための第1回専門部会を開催いたします。

本日は、7月31日に開催いたしました今期第3回本委員会において、委員長から児童虐待防止等に関する条例案検討の専門部会委員として御指名いただきました委員の方にお

集まりいただいております。第1回の専門部会ですので、資料1の名簿の順番で本日の御出席の皆様から御紹介をさせていただきます。

秋山千枝子委員でございます。

○秋山委員 よろしくお願いいいたします。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 磯谷文明委員でございます。

○磯谷委員 よろしくお願いいいたします。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 大竹智委員でございます。

○大竹委員 よろしくお願いいいたします。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 藤岡孝志委員でございます。

○藤岡委員 よろしくお願いいいたします。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 山下敏雅委員でございます。

○山下委員 よろしくお願いいいたします。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 また、オブザーバーの松原康雄委員でございますが、本日は所用のため御欠席でございます。

次に、行政側のうち、管理職について御紹介させていただきます。

幹事長を務めます、少子社会対策部長、谷田でございます。

○谷田少子社会対策部長 よろしくお願いいいたします。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 書記を務めます、少子社会対策部計画課長、新倉でございます。

○新倉少子社会対策部計画課長 新倉です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 少子社会対策部家庭支援課長、竹中でございます。

○竹中少子社会対策部家庭支援課長 竹中です。よろしくお願いいいたします。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 少子社会対策部育成支援課長、玉岡でございますが、本日は所用のため欠席させていただきます。

少子社会対策部事業推進担当課長、佐瀬でございます。

○佐瀬少子社会対策部事業推進担当課長 佐瀬です。よろしくお願いいいたします。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 児童相談センター児童福祉専門課長、大友でございます。

○大友児童相談センター児童福祉専門課長 大友です。よろしくお願いいいたします。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 八王子児童相談所長、前川でございます。

○前川八王子児童相談所長 前川です。どうぞよろしく申し上げます。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 改めまして、私、書記を務めます、子供・子育て計画担当課長、園尾でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

その他、関係職員は資料1をもって紹介に代えさせていただきます。

ここで、少子社会対策部長、谷田から一言御挨拶を申し上げます。

○谷田少子社会対策部長 少子社会対策部長の谷田でございます。着座にて、失礼させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先日の7月31日に開催いたしました今期第3回本委員会におきまして、この児童虐待防止等に関する条例案検討のための新たな専門部会を立ち上げることについて御承認をいただいたところでございます。

委員の皆様方におかれましては、本当にお忙しいところ、快く本専門部会の委員をお引き受けいただきましたことを改めて御礼申し上げたいと思います。

さて、都におきましては現在、子供をしっかりと守る観点から、全庁一丸となりまして児童相談体制の強化に向けたさまざまな取組を進めているところでございまして、その取組の一つが、この条例策定でございます。

本部会におきましては、全ての子供を虐待から守り、心身ともに豊かに育つための、行政、都民、関係機関等が一体となって子供と家庭を支える環境づくりを推進していくことができるような、そうした条例策定に向けまして御検討をいただくことになろうかと思っております。

今後、集中して御審議をいただくこととなりますが、先生方の専門的な視点、または現場の実情を踏まえた視点などから広く御議論を進めていただく、そのことをお願ひをいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、申し訳ありませんが、カメラの撮影につきましてはここで御退室をお願ひいたします。

(カメラ退室)

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、東京都児童福祉審議会条例施行規則第5条第3項では、部会長を互選により選出することとなっております。また、副部会長についても、部会長が御不在のときに御対応いただくため、選任してはいかがかと思っておりますが、このことについていかがいたしましょうか。

秋山委員、お願いいたします。

○秋山委員 大変僭越ではございますが、法律の専門家であり、国の児童虐待対策にかかる審議会等でも御実績のある磯谷文明委員に部会長をお引き受けいただけたらと思います。

また、副部会長については、部会長に一任して選任していただくのがよいと思います。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 ただいま秋山委員から、部会長には磯谷委員、副部会長は部会長に一任という御発言がございました。もし御異論がなければ、そのように決めさせていただいてもよろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、本専門部会の部会長は磯谷委員、副部会長は部会長に一任ということで決定させていただきます。

それでは、磯谷部会長に御挨拶をお願いいたします。

○磯谷部会長 今、部会長に選任されました磯谷でございます。座ってお話をさせていただきます。

大変、痛ましい目黒の事件を受けての条例制定というようなことになりましたので、私も気を引き締めてやってまいりたいと思っております。

1つは、やはり条例をつくるというわけですから、東京都らしく先進的な内容にしたいと考えております。

それからもう1つは、私も司法の立場で実務にたずさわっておりますので、やはり実務で何らか役に立つ、そういうような条例にしていきたいと思っております。

力不足ではございますけれども、委員の先生方に助けていただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

それでは、磯谷部会長、副部会長の御指名をお願いいたします。

○磯谷部会長 副部会長には、児童福祉の専門家でありまして児童虐待死亡事例等検証部会の部会長をされております大竹智委員にお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。副部会長は、大竹委員にお願いしたいと思います。

では、大竹副部会長に御挨拶をお願いいたします。

○大竹副部会長 ただいま御指名いただきました大竹でございます。

これまでの経験、そして体験を踏まえながら、何らかのお役に立てるように務めていきたいと思っています。

まさにキーワードはチルドレンファースト、子供中心に、そして先ほど部会長がおっしゃっていましたように、東京都らしさもその中に含めながら条例制定に努めさせていただければと思います。磯谷部会長をサポートし、職責を全うしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は磯谷部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○磯谷部会長 それでは、早速、審議に入りたいと思います。

先日の本委員会において、全ての子供を虐待から守る環境づくりを進めるための都の条例策定に向けて、この専門部会を設置して条例案の項目について検討していくことになりました。かなり集中して御審議をいただくこととなりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、先日の本委員会において、各委員から意見を頂戴いたしました条例案に盛り込む項目などにつきまして、さらに具体的に議論を進めてまいりたいと思いますけれども、その前に区市町村での児童虐待防止への取組の状況や、実際に虐待被害を受けた社会的養護の子供たちの自立に向けた支援の現状について、葛飾区と、特定非営利活動法人日向ぼっこから、それぞれ御紹介をいただきたいと思います。

時間が短くて恐縮ですけれども、20分程度御紹介をいただきまして、10分程度、委員からの質疑の時間をとりたいと思います。

それでは、初めに葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課の忠課長、よろしくお願ひいたします。

○忠葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課長 それでは、「葛飾区における児童虐待への対応について」、御説明をさせていただきます。着座にて、説明をさせていただきます。

お手元の資料2をご覧ください。おめくりいただきますと、「葛飾区の統計」ということで葛飾区の現状を記載してございます。人口は約46万人、児童人口は約6万5,000人でございます。人口につきましては、増加傾向、児童人口につきましては、おおむね横ばいという状況でございます。

出生数でございますが、約3,500人ございまして、こちらにつきましても大きな変動はないような状況ではございます。

続きまして、「葛飾区子ども総合センター」についてでございます。資料3ページに写真を4枚掲載してございます。

左上の写真は建物の正面の入り口でございます。こちらは保健所と併設をしている施設でございます、「健康プラザかつしか」という施設名称で住民に周知をしているところでございます。

右手上段の写真でございますが、こちらは相談室でございます。

また、右下がプレイルーム、左下が子育てひろばの写真で、それぞれ設置をしてございます。

相談室につきましては、専用室でございます。落ち着いた雰囲気の中でケース等の話ができることに配慮して部屋を設けてございます。相談室については5つ用意しているところでございます。

プレイルームにつきましては、子どもは発達障害等の相談も受けておりますので、その状況の確認等もできるような部屋ということで用意してございます。

また、子育てひろばにつきましてはNPO法人に運営を委託しているところですが、親子の交流、また親同士の交流、増加する外国人親子への対応、また簡単な相談も受けられるような場所として活用しているところでございます。

資料の4ページをご覧ください。「葛飾区の組織」についてでございます。子ども家庭支援課には4つの係がありまして、子供家庭支援センターの機能を担っている子ども総合センターに関する業務につきましては、子ども家庭係で対応しております。その他、出先機関である金町子どもセンターを担当する金町子どもセンター担当係、母子保健係、発達相談担当係があります。

資料5ページが「職員体制」でございます。子ども家庭係の職員体制でございますが、ご覧のとおり、相談につきましては11人で対応しております。常勤7名のうち4名が児童相談所の児童福祉司としての勤務経験者でございます。葛飾区では、平成15年から、



年間1名程度なのですけれども、足立児童相談所等への職員の派遣を継続して行っております。そのこともございまして、児童相談所の勤務経験者が一定程度確保できているというところが特徴でございます。

また、職員の平均在職年数ですけれども、こちらが6.2年でして、比較的在職年数が長いことも安定した対応を可能としているところでございます。

6ページ目をご覧ください。子ども総合センターにおける相談実績でございます。本区は、保護者の病気、養育環境や養育力に課題のある家庭が多く、養護相談の占める割合が高いのが特徴でございます。また、就学前の子供の相談が約半数を占めております。その相談も、家族・親族からのものが多くなっております。

また、このほかの特徴としましては、生活保護受給ケース等の占める割合も高くなっております。このため、当区は保健所、福祉事務所、保育所、教育委員会との連携を密にとりながら相談業務を行っているというところでございまして、場合によっては、同行訪問の対応をお願いすることもございます。

続きまして、「児童相談所との役割分担・連携」等の状況でございます。葛飾区は、早期より児童相談所への職員派遣を行っていた関係から、子ども家庭系の職員の経験も豊富でございまして、当区を所管する足立児童相談所とは良好な関係を築けているというのも特徴でございます。

ケースの処遇によって意見が対立するというのも、もちろんございますが、それはお互いにケースを考えてのことであり、またそれなりのスキルがあつて話ができると考えております。

相談の特徴としましては、区では乳幼児の相談が約半数を占めておりますが、これは、同じ子ども家庭支援課の母子保健係と連携した、母子保健事業等からの切れ目のない支援を行っている結果によるものと、私どもでは考えているところでございます。

このほか、同じく子ども家庭支援課の発達相談担当係で子供の発達障害に関する相談も受けておりますので、件数には反映していないものではございますが、場合によってはそこから相談がつながることもございます。

当区の子ども家庭支援課、子ども総合センターでは、寄り添い型の予防的対応を主とすることを基本として考えております。在宅生活の維持のための支援に力を入れているというのが特徴でございます。

その点を踏まえまして、資料の8ページ目以降で、区で行っている事業を御紹介させて

いただきます。

1つ目といたしましては、ショートステイ事業及び要支援児童一時預かり事業でございます。この事業の特徴としまして、保護者が使いやすいように、ショートステイ事業の利用料を非常に低廉な価格に設定しております。

2つ目の「■」のところでございますが、利用料について、生活保護世帯は無料、非課税世帯は2分の1、きょうだいがいる場合、また連泊で利用する場合にも減額等の措置をとっているというのが特徴です。

また、要支援児童一時預かり事業を平成23年度から実施しております。これは、相談員が支援が必要と判断した場合、保護者の承諾を得た後に一時預かりを行うというものでございます。

右下に写真を掲載させていただいているのですが、私どもの子ども総合センターの道を挟んだ反対側に事業を委託している児童養護施設がございまして、距離が近いということもあって緊密な連携を図ることが可能となっているというのも特徴でございます。

資料の9ページをご覧ください。もう一つの事業、「育児支援訪問事業」でございます。こちらは、相談員が各ケースの状況を判断いたします。保護者のニーズ、状況、生活環境等をアセスメントした上で、その必要性に応じて提供しているというものでございます。

資料のグラフを見ていただくとわかるのですが、訪問件数と訪問時間数がほぼ同数で推移しております。これは、私どもの中で短い時間でなるべく多くの回数を訪問するように配慮しているためでございます。接触する機会が多くなれば、情報の収集もできると考えております。平成28年度より長期支援が必要な世帯に対して継続的使用を認めたというところもございまして、ここ数年の増加というところになってございます。

最後のページは「要保護児童対策地域協議会」でございます。こちらについては、法に基づいて適切に行っているところでございます。本年7月に、当区を管轄する亀有警察署葛飾警察署と情報共有に関する協定の締結をしております。また、個別に対応が必要なケースが発生した場合には、任意の時期にでも開催をしているというところでございます。

説明は以上でございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

それでは、委員から御質問などはございますでしょうか。

山下委員どうぞ。

○山下委員 地域のために、日ごろより活動されていることに敬意を表したいと思います。

1点質問なのですが、先ほどケースの見立てで区側と児童相談所とで子供を真剣に思うからこそ意見が対立することもあるけれども、児童相談所の勤務経験者の方もいるので最終的にはうまくいっているケースが多いというようなお話があったかと思うのですが、実際に他の区でも地域の方々、子供家庭支援センターというよりは例えば保健所であったり、学校であったり、他の方々が、早く一時保護をしてほしいですとか、あるいは保護された後、解除されて帰ってくる、あるいは施設に入所措置になったのだけれども、家庭の状況とか地域の受け入れが整っていないうちに、措置解除されて帰ってくるということで、区側と児童相談所側とでぎくしゃくするようなこともあったりするのですけれども、葛飾区ではそのようなケースのときにどうしているか。あるいは、意見が違っているとき、特に子供を保護するかどうかとか、保護された後に家庭に戻すかどうかの判断のとき、地域と児童相談所で意見が食い違ったときに、こういう制度とかがあるとなるとスムーズだなと思われるようなことはございますでしょうか。

○忠葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課長 確かにケースによっては意見が衝突することもあるのですけれども、私どものところにも児童相談所経験者がおりますので、児童相談所の考えというのも一定程度理解をした上で、例えば保健所や学校などへの説明も補足してできるというところもございます。

反対に、児童相談所の考えがわかっているからこそ、学校側などが考えている地域の問題や心配などを児童相談所側に話をするという場合ももちろんございます。

児童相談所からも、例えば家庭復帰をさせる等の話があった場合には、当然そのケースに対する個別ケース検討会議を行いますので、それを重ねることによって共通認識を深めるということをしています。ですので、ぎくしゃくというよりも、会議を重ねてスムーズに進んでいるというように私どもでは考えているところでございます。

制度上の問題点につきましては、やはり区としましては、地域で支えるという視点が大事だと思っていますので、協力依頼等に対しての対応を適切に行っていくことができる体制を確保することが大事ではなかろうかと思っております。

○磯谷部会長 ありがとうございます。他はいかがですか。

では、大竹委員どうぞ。

○大竹副部会長 1点確認なのですが、児童相談所の児童福祉司の経験者がいらっしゃるといってお話でありましたけれども、区から児童相談所にはどれくらいの期間で派遣されていて、それは継続的に行われているのですか。

○忠葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課長 毎年、足立児童相談所に1名派遣をしております。1名の派遣期間は2年でございます、私どもの課に配属になって経験を積んで派遣されるか、もしくはその配属と同時に児童相談所へ派遣というような形になります。

そして、児童相談所から戻ってきた際には、子ども家庭支援課の相談員として活躍をするという状況になっております。

○磯谷部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

○秋山委員 秋山です。3点、質問してもよろしいでしょうか。

子供家庭支援センターの職員の専門性を保つというのが今、非常に課題ではないかと思いますが、この平均在職年数が6.2年というのが短いのか、長いのか、専門性がこれで保てるのかどうかというのをお聞きしたい。

2点目ですが、就学前の子供の相談が50%を占めるということは、就学後の子供の相談も50%を占めているというふうに考えられるかと思いますが、ショートステイ事業や要支援児童一時預かり事業の利用は、就学前の子供たちが多いのか、就学後の子供たちが多いのかを教えてください。

3点目、このショートステイ事業、それから育児支援訪問事業が、平成28年度から両方ともぐっと増加していますけれども、先ほど継続使用が認められたためということも言われていましたが、その他にも何か理由があったら教えてくださいと思います。

以上、3点です。

○忠葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課長 まず、専門性を保つための年数の問題でございます。確かに、6.2年というのは非常に難しいところでございまして、その間の経験や受けた相談の件数なども影響あるかと思っております。

ただ、一般的な区での人事異動の年数から考えると6.2年は長いほうでして、専門性の担保をどう図るのかというのが今、非常に課題になっているところでございます。

また、御承知のとおり非常にハードな仕事でもございますので、その点でもどのように人材育成をしていくのか、そして、その専門性をどのように深めていくのかというのが課題になっております。

それから、2点目でございますけれども、相談の割合としましては、就学前後でほぼ50%ずつというところでございます。就学後の子供の相談については、場合によっては、高校生以上の対応というのもございます。

また、ショートステイ等の年齢の分布については、手元に資料がないため、感覚的な話

にはなるのですが、例えば、就学前が非常に多くなっているとか、就学後が多いかというところについては、それほど差異はないかとは思っております。ただ、要支援児童の一時預かり等で考えた場合には、当然年齢が低いほうがやはり危険の度合いというところの判断が変わってくるかと思っておりますので、そういうふうな差異は出てくる可能性はあるかと思っております。

また、育児支援訪問事業の伸びについてですけれども、こちらは以前は上限を設定しておりましたが、現在は、家庭の状況を判断して、必要な場合には継続して再申請を可能としたことから、利用件数が伸びているというところがございます。ですから、支援対象家庭の伸びという点ももちろんあると思うのですが、一家庭に対する支援数が多くなっているというところも実際にはあるという状況です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

○藤岡委員 私のほうからは、相談を担当する職員のケアについて伺いたと思います。家庭訪問をするときの大変さといいますか、非常に拒否的な親御さんへの対応の中で、職員が傷ついたり、なかなか支援を継続することが難しいというようなことがあって、もちろん難しい親御さんに対しても支援は継続しなければいけないのですが、それに伴う職員の疲弊とか、その辺のところに対する職員への対応について、どのようなノウハウがあるかなと思ひまして、ぜひお聞きしたいところです。

○忠葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課長 職員のケアというところも重要な問題だというふうに認識しております。

葛飾区の体制の中では、虐待対策コーディネーターというケースを持たないフリーの担当職員が2名おります。

また、葛飾区内には管轄する2つの警察署がありまして、おおむね各警察署の管内で2つにエリア分けをしまして、チーフを含めたチーム制をとっています。個別のケースには担当の相談員がおりますけれども、困難ケースや、今おっしゃったような対応の難しいケースの場合等については、状況によってチーフが対応したり、時には担当職員の変更等も考えながら対応していくというところがございます。

また、週に1回、相談員が全員集まって、ケースの対応に関する会議を行っています。その中で、ケース対応についての指導助言等も行いまして、個々の負担感をできるだけ軽くするような形をとっているところです。

また、それをすることによって、全体のスキルアップも図れていると考えております。

○山下委員 虐待の通告を受けた際に、対象児童がわからなくてその特定であったり、あるいは特定はできているが安否確認ができていないというときに子供家庭支援センターが調査をする場合、公立の小中学校ですとか保育所からはすぐに情報をとれると思うのですが、例えばオートロックのマンションに住んでいるとか、私立の学校に通っているとか、あるいは認可外の保育施設などに預けられているときなどに、子供家庭支援センターがそこにどうアプローチしていいか悩まれるケースが多いのではないかと思いますけれども、他にどういったところで安否確認、あるいは特定のために苦労されている状況があるか、教えていただければと思います。

○忠葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課長 おっしゃるとおり、オートロックの問題というのは、やはり中に入れないというところがありまして、一番障壁になっているところですよ。

また、他の自治体や私立の学校に通っている場合などについても、学校や保育所等で状況を確認するというのが一番わかりやすいので、それが対応しづらいという部分でやはり苦労しているところです。

対応としては、何度かアクションをする。または、朝や時には夜というように、時間帯を変えて訪問するなど、そういうことをしながら対応しているところです。やはり制限がある中で可能な限り対応するということになるので、今の時点だと人海戦術か、時間の調整をするしかないというのが現状でございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、最後に私のほうから少しお伺いさせていただきます。先ほどもお聞きになりましたように、私どもとしては東京都の条例をつくるということでこれから議論していくわけですが、区の立場から何か条例に期待をするもの、例えばこんなものがあつたほうがということがあれば教えていただきたいと思います。

もし、特になければ、先ほど少しオートロックの話とか難しさが出ましたけれども、何か実務上、今とても頭を悩ませているようなことがございましたら、そういったものも私どもの参考になりますので、少しお話をいただければと思います。

○忠葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課長 回答させていただいている中で少し触れさせていただきましたような、接触が難しい方たちへの対応をどうしていくのかというのは常の悩みでございます。

また、御質問でもありましたとおり職員のケア、それから人材の育成や確保という点に

については、やはりこれも課題の一つになっているのではないかと考えております。以上でございます。

○磯谷部会長 情報を集めるとかというところでは、何か御苦労されたりはしますか。

○忠葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課長 自治体で対応する場合には、その自治体で把握できる情報、例えば保健情報であったりとか、保育所や公立の小中学校の情報などの収集は一定程度できるのかなと思っています。

葛飾区におきましては、比較的円滑に情報がとれていると思っているところがございます。しかし、その枠組みから外れたところの情報収集というのは、やはり苦労するところでございます。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。あとはよろしいでしょうか。

それでは、一旦区切り、次に進ませていただきます。特定非営利活動法人日向ぼっこから木本理事、よろしくお願いいたします。

○木本NPO法人日向ぼっこ理事 皆様、こんにちは。NPO法人日向ぼっこから参りました木本です。本日は、この専門部会にお声がけいただき、ありがとうございます。それでは、私も座らせていただいてお話をさせていただきます。

本日、私のほうからは3点お話をさせていただきたいと思います。1つは、私たちの団体について御存知ない方もいらっしゃると思いますので、まず御紹介をさせていただきます。次に、私たちの活動についてお話させていただき、最後に、その中から見えてきた問題ということをお話させていただきたいと思います。

まず、私たちの団体についてなのですが、お手元のパンフレットをご覧ください。表紙に書いてあるのですが、私たちは2006年から任意団体としてスタートしました。

始まりは、児童養護施設で育った3人の女子大学生が、それぞれ別の大学や別の施設だったのですけれどもたまたま会いまして、うちの施設はこうだったとか、社会的養護にはこういうルールがあるみたいとか、いろいろ話していると、余りにも自分たちが児童養護施設や社会的養護について知らないということが分かって、ではもっとそういうことを勉強しようということで、勉強会をスタートしたのです。それが、私たちの団体の始まりです。

そうして勉強会をやっている中、1年ほどたったところで、東京都のほうからアフターケア事業の受託というお話をいただきまして、それで任意団体からNPO法人になりました。

ですから、最初はいわゆる社会的養護の当事者団体だったのです。それですと続けてきたのですけれども、2013年に私たちは当事者団体でなくなったのです。パンフレットにも少しだけ書いてあるのですけれども、最初は当事者団体として社会的養護のもとで育った人たちのネットワークをつくっていこうという団体目的を掲げていたのですが、2013年からはパンフレットに書いておりますように、「多様性が尊重される社会の実現」というように団体目的を変えました。

変更した理由ですが、6年、7年活動する中で、私たちのところにいろいろな相談があったのですが、その中には、私は社会的養護には入っていないのだけれどもどこに相談していいかわからないという方もいらっしゃったのです。それで、お話を聞いていると、社会的養護にいらっしゃる方、かかわった方と変わらないようないろいろな悩みをお持ちの方がいらっしゃるのだなということに気づかされたのと、そういうことからよく考えてみると、社会的養護の当事者は誰が決めてどうやってなるのだろうということに気がついたのです。

自分から児童相談所に駆け込む方もいらっしゃいますけれども、ほとんどの方がそうじゃないという中で、自分の意思で当事者になったり、ならなかったりということではないということに気づかされて、私たち団体が当事者だけとかかわっていくというのはおかしいのではないかとということに気づきまして、現在はいろいろな方、どなたでも大丈夫ですということをかかわらせていただいています。

スタートが当事者団体だったので、来館してくださる方、かかわってくださる方の6割から7割は社会的養護経験者の方です。でも、それ以外に最近多いのは外国籍の方ですね。まだ日本語もたどたどしかったりもします。あるいはひとり親の方もいらっしゃいます。シングルファザー、シングルマザー、どちらの方もかかわってくださっています。あとは、LGBTの方もかかわってくださっています。

そういった多様なバックグラウンドをお持ちの方といろいろと一緒に考える中で、そういう方たちが尊重されるというか、今度は社会的養護の当事者だけでなくそういう方たちでネットワークができるといいなと思って、2013年からそのように活動の目的を変えました。そして、現在も続けております。以上が日向ぼっこの変遷、そして現在の様子です。

次に、私たちの活動についてお話をさせていただきます。パンフレットを開いていただくと、左側に3つの大きな柱について書いてあります。居場所事業、相談事業、発信事業



という、この3つの柱を活動の中心にしています。このうちの居場所事業と相談事業について、東京都のほうから「ふらっとホーム事業」ということで受託を受けさせていただいております。一つずつについて、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、居場所事業についてです。現在、私たちは文京区の千駄木で、日曜日、火曜日、木曜日の週3回、サロンを開いています。火曜日は、仕事が終わってから来られるようにということで、遅い時間帯で開いており、軽食ではありますが、夕食も提供しています。木曜日は、週末が休みじゃない方もいらっしゃるのので、そういう時間設定、曜日設定にしてサロンをやっています。

このサロンで何をするかというと、基本的には自由に過ごしていただきます。テレビゲームをする人もいれば、雑談する人もいるし、ギターとかも置いてあるのでそういうのを弾く人もいるしという感じです。

サロンの中で一番大事なのは、そこがその方たちにとって安心で安全な場所であるということなのですね。先ほど申しましたように、いろいろなバックグラウンドをお持ちの方がいらっしゃるのので、外で言えないようなことも何でも安心して言えるような場所になってほしいと思っています。

それから、虐待を受けたお子さんもいらっしゃるのですが、一度、虐待の加害者の方が来たこともありました。住所がわかっていますので、お子さんがかかわっているということがわかると来ちゃったりするのですね。連絡についてもしょっちゅう来ます。

それもあって、パンフレットの上にも書いてあるのですが、今は予約制をとっています。以前は誰でもオープンにしていたのですが、いろいろな人が入ってきてしまうと、そのサロンが安心してられない場所になってしまうので、予約制をとっています。

来館の方は数的には東京、関東の方多いのですが、全国からいらしていただいています。地方の方、特に施設出身の地方の方は、就職や進学で東京に出てくる方が結構いらっしゃるって、2月ごろになると施設の職員と一緒に、何かあったときに施設が遠いのでよろしくお願ひしますということで来ていただくこともあります。そんな感じで、いろいろな方にかかわっていただいております。

2つ目が、相談事業ですね。サロンの時間以外は相談の時間なので、個別相談をやっておりますし、サロン開催のときも緊急対応があれば、対応します。

私たちの相談に対する姿勢ですが、とにかく時間をかけて話をゆっくり伺って、一緒に

考えて、答えを探しています。答えを提示するとか、そういうことは原則としてやっていないのですね。もちろん、意見を求められれば私たちの感じることや考えていることもそれなりに伝えるのですけれども、これは後ほどまたお話させていただきますが、一緒に考える、時間をかけるということに相談事業はすごく気を使っています。

相談の方法は電話、手紙、メール、いろいろあるのですけれども、最近はメールが多いかなと思います。

相談内容については、一番多いのは経済的な内容です。次が人間関係になります。後ほど、私たちの活動の中で見えてきた問題というところで、この辺りについてももう一度お話をさせていただきますと思います。

3つ目の発信事業は、私たちのところに来ていただく方の実情を多くの人に知っていただきたいということでやっています。

具体的に、1つは皆さんのお手元に配らせていただいた「日向ぼっこ通信」です。これを毎月発行しています。通信には、こんなことをやっているよとか、こんなことをやりましたよとか、翌月の予定も入れていて、よかったら参加してくださいという形でつくっております。これは、東京都の社会的養護の全部の施設に送っています。ほかにも、全国のうちとかかわりを持ってくださった施設などにもお送りしています。毎月この作業が結構大変なのですが、最近は少しメルマガとかも増えてきたのですが、基本的にいろいろなところに送れるだけ送っています。これは、毎月の発信事業としては大事だと思っています。

それから、本日のように、いろいろなところからお声がけをいただいて、私たちの活動を知っていただけるときは、できるだけどこへでも出かけていきます。最近は秋田県にも行きました。

あとは、インターネットを活用して、ホームページ、ブログ、フェイスブックをやっているんで、そういうところで日向ぼっこの活動をできるだけ皆さんに知っていただきたい、発信したいと思っています。

メディアについても、新聞、テレビ、ラジオのお声がけがあれば、お受けしています。それが、発信事業です。

その他、3つの事業以外にやっていることがたくさんあるのですけれども、2つお話しさせていただきますと思います。

1つは、物品の支援です。これもありがたいことに本当に多くの方に支えられているの

ですけれども、毎月、新潟の農家の方から30キロお米をいただいています。5キロずつの袋を6ついただくので、それを必要な方に送っています。その他、食品や雑貨など、いろいろ御寄附いただいたものについても必要な方に送っています。

この通信の中でもお誕生日会について紹介しているのですが、このお誕生日会のケーキも、10年以上ずっとスポンジを焼いて御寄附してくださる方がいて、それがあるのでありがたいことにずっと続いています。

それからもう1つですが、日向ぼっこ基金という貸付事業をやっています。これは本当に小さな活動で、大きな金額ではないのですが、基金を設けています。この基金の特徴は、貸し付けだけでも用途を問わないということと、返済期限がないということです。

例えば、他団体ですと、目的が学費だったら貸してもらえとか、用途に制約があったりします。返済についても厳しくて、とても一般の借入れとかできないという方に利用していただいております。

本当に、所持金100円で今夜泊まるところがないとか、そういう電話がかかってくるのです。では、事務所にその話をしに来てくださいと言っても、電車にも乗れないとか。そういうときは、その方がいらっしゃるところまで私たちが出かけて行くのですが、一応契約書を交わしたり、申請書は書いていただくのですが、そういう感じの基金ですので、残念なのですが、返済率というのはものすごく低くて、ほとんど返済されていません。

ただ、そもそもの基金設立の趣旨は、お金を返せなくても、今月は何とかの理由で返せないよなどの連絡がくることで、つながってこうねということなので、返済期間は設けていないのです。ただ、これは本当に苦しいところなのですが、人によっては借金をしているから連絡がとれないという負い目みたいになってしまうのではないかという危惧もしております。以上が、私たちが活動をしている内容です。

これらの活動を充実させるために、パンフレットのほうにも書いてあるとおり、いろいろなイベントをやっております。8月は「ことなの語り場」といって、私たちの団体で一番大きなイベントがあります。「ことな」という言葉は皆さんお聞きになったことがないと思うのですが、日向ぼっこがつくった言葉でして、大人と子供の間ということで「ことな」です。どこから大人かというのは毎年変わって来たりしているのですが、そういう人たちが中心になって実行委員を設けてイベントの内容をつくっていただいています。

御興味のある方は、ぜひホームページとかを見ていただければいいかと思います。

イベントは「語り場」というぐらいでして、語る事が中心の内容で、今年で8回目になります。1回目、2回目は2泊3日だったのですが、いろいろな皆さんの御要望があって、今は東京の近場で泊まって、一部参加もできるようにしています。

今日は手元にないのですけれども、この語り場で語ったことを全部文字起こしして、御本人の承諾のもとに報告書をつくります。虐待などの経験を受けた方も赤裸々にいろいろなことを語ってくださって、もちろん御本人の承諾を得た部分を印刷して報告書にまとめています。名前は伏せるものの、読めば人によっては特定されてしまうようなこともあります。それでもいいから出してくれという方もいらっしゃるので、毎年報告書をつくっています。

その他いろいろなイベントをやっているのですけれども、ぜひまたそれも機会がありましたら皆さんに御紹介できればと思っています。

こういったいろいろな活動をする中で、私たちが大事にしていることが2つあります。1つは、相手の意思を尊重するという事です。それからもう1つは、一人で問題を抱え込まない。私たちがいろいろ活動する中で、この2つが大事だなと感じたことから、この2つに注意して、これを大事にしています。

最後に、活動する中で見えてきた問題を3つ、お話をさせていただきたいと思います。

まず1つですが、これは私たちの側の課題なのですけれども、広報の問題です。相談とかをお受けしているときに子供たちから話を聞いて本当につらいなと思うのは、大体うちのところに来るときには本当にひどいことになっていたりとか、お金のこと一つでも大変な問題になっていたりするのです。ですから、どうしてもっと早くつながれなかったかなと思うので、私たちの存在をいかに知っていただくか、それが、私たちは一つの大きな課題だと思っています。

2つ目は、そういった中で、先ほども相談で経済的な問題が多いと申し上げたのですけれども、具体的には住居について、児童養護施設を出た方も、それから自宅の方も、住むところの初期費用は特にまとまったお金がかかるので、これで大変苦労されているなと思います。

例えば施設の方は、施設を出るイコール住居がなくなるということになるので、施設側も就職する場合には寮などがあるところを勧めるケースが多いのです。例えば、女の子だったら旅館、男の子だったら建設現場などですけれども、そういうところは労働条件が余

りよくなかったりするところもあり、仕事をやめてしまうことも少なくない。でも、仕事をやめるイコール家がなくなるということなのです。

未成年ですと住居を借りるときに法定代理人が必要になりますし、未成年でなくても保証人の問題もあります。施設によっては施設長がなってくれますが、そうでないときに保証人をどうするか。施設を円満に出ていない場合などは、施設との関係が切れてしまい、保証人になってもらうのも難しいのですが、保証会社を利用しようにも加入審査に通らないという問題もあるのですね。かかる費用も金額的にも大きいので、住むところの問題は非常に大きいと思います。

あとは、心の問題といったらいいのでしょうか。いろいろなお話を来館者としていて、自己肯定感が低いとか、そういう問題があって、なかなか自分の価値が認められないという方が多いです。

私たちが大事にしていることとして御本人の意思を尊重するというように決めたのは、話をしていると、自分が尊重されたと思っていない子がすごく多くて、自分なんかどうでもいいのだとか、誰も自分のことなんか気にしていないとか、そういう経験をされてきたのだと思うので、私たちは御本人の気持ちを大事にしていかなければいけないと思った経過があります。

3つ目は、児童相談所のあり方です。私たちは子供側からの話を聞いているので、一方で知り合いの児童相談所の職員の方々にお話を聞くと、いろいろと齟齬もあるのですけれども、子供たちから聞く限り、一時保護の問題、特に非行のお子さんと虐待を受けたお子さんが同じ空間で保護されている。だから、助けてもらったと思ったら、保護所でも怖かったとか、そういう話を聞いたりしています。

あとは、児童相談所のことで一番つらいと思うのは、これは施設も一緒に、職員数が足りないということからきていると思うのですが、やはり一人一人への対応がなかなか十分にできていないというのがあるかと思います。一人で50件、60件抱えられていると思うのですけれども、子供にとっては自分のたった一人の担当なのです。でも、いつ電話してもいない、電話の折り返しはない、しばらくして電話すると担当が変わっている、自分のことを何も知らなかった。こういうことが、やはり不信感というか、大人に対する敵意みたいなものにつながっていくのかと思います。私たちからは、施設や職員の方もいろいろ事情があるんじゃないのとは伝えるんですけども、そういう現実がありますので、児童相談所の在り方が何とかもう少し変わるといいかと思っています。

以上が本日、私がお話ししたいと思った内容になります。よろしくお願ひします。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、委員から質問などございますでしょうか。

山下委員、どうぞ。

○山下委員 貴重なお話、どうもありがとうございました。とてもすてきで、かつ大切な活動をされているなということがよく理解できました。

社会的養護のもとで育った方々をサポートされている中で、逆に社会の側がこういった社会的養護に関する理解が不足しているな、あるいは誤解をしているな、そのためにその当事者の方々が生きづらさを抱えているなど感じることは多分、多いのではないかと思いますけれども、どういった場面でそういったことを感じられるか。社会に対して、どんな理解をもっと増やすといいかと感じられているか。ぜひ、お話をお聞かせいただければと思います。

○木本NPO法人日向ぼっこ理事 御質問ありがとうございます。やはり社会の理解不足というのはすごく感じます。一つに、社会的養護に育った子供たちは悪い子だという誤解があると思います。だから、恋人ができてとも言えない。自分が施設などにいるときも、出た後も言えないというのがあるのですね。これは、社会的養護に対する社会の偏見というか、少し前もどこかで施設を建てようとするとう住民の反対があったとか、そういうことがまさに偏見だと思うのですね。

先ほど葛飾区からショートステイなどのお話もあったように、私たちは社会的養護が悪いとは思っていません。でも、子供たちもそうですけれども、社会的養護に子供を預ける親は悪い親、できない親、ちゃんと養育ができないからだというような発想が社会にはあって、親の側も差別というか、偏見に晒されるのが怖くて、児童相談所にもなかなか相談できないという方もいらっしゃると思うのです。

でも、私たちのところに来る施設で育った方は、そんなに施設は悪いというばかりじゃないと言うのですね。

先ほど申し上げたように、私たちのところには施設で育った方も、そうじゃない方もいます。そうすると、これは本当にあったことですがけれども、俺も施設に行きたかったなという方もいるのです。その方はシングルファザーなのですけれども、子供の頃ずっとネグレクト状態だったのですね。だから、食べるものもろくにないという中にいたので、施設だったらちゃんと食べられるのでしょうと。あとは、施設だと、来月の家賃を心配しなく

ていいのでしょうか。施設内のいろいろな問題もあるのかもしれないですけども、社会的養護というのは何だということを私たちはよく子供たちと、来館者と考えるのですけれども、それは社会で子供を育てることで、そこに行くのは悪いことなのかというふうにごく子供たちとも話をしています。

ですから、一般の人が理解している社会的養護のイメージをもっと変えていかなければいけない。例えば、保育所に預けることに対しても、少し前であれば、保育所に子供を入れる親は何だ、ちゃんと育児をしていないじゃないかというような声があったと思うのですね。

それと一緒に、親御さんの具合がちょっと悪いということでショートステイを使うとかというの、悪いことではない。もっと、親御さんの側もそういう頼れるところを頼っていいんだ、そこに入ったからといって、子供は別に悪い子じゃないんだというように、イメージを変えていってほしい。社会的養護についての認知度がもっと上がっていくといいなと思っています。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。他はいかがでしょうか。

では、大竹委員をお願いします。

○大竹副部会長 ありがとうございます。私も今NPOを立ち上げて7年たつのですが、我々の課題として立ち上げメンバーは意志を持ってやっているのですが、年々、我々も年をとってきたときに次をどうするかというところがあります。NPOの継続というところでは運営費等もいろいろ課題もあるのでしょうか、継続をさせるためには何が必要なのかという点はいかがお考えでしょうか。

○木本NPO法人日向ぼっこ理事 私たちは今年で団体を設立して12年目ですが、継続というのはすごく難しいです。

1つは、経済的な問題ですね。ありがたいことに、私たちは東京都から事業の受託を受けておりますので、財政の8割ぐらいが東京都からのものになります。

ただ、これは毎年更新なので、来年あるかどうか分からないのです。ですから、毎年ひやひやしていて、そういうことで財源的にも大変です。

あとは、大竹委員がおっしゃったようにモチベーションをずっと維持するというのもすごく難しいです。実際、私自身も2013年からかかわっているメンバーでして、設立当初のメンバーはもう一人もいないのですね。

モチベーションを維持していくためにも、職員がバーンアウトしないように体質を変え

ていかなければならない。先ほど私たちが大事にしていることの一つで、一人で抱え込まないということを申し上げましたが、それは、職員側もそうなのです。

ですから、今、私たちは全てを合議制にしています。そういう意味では、ちょっとフットワークが悪いところもあるのですけれども、みんなで考える、みんなで話し合うというようにしているのです。誰かが一人で抱え込んでしまうと、すごく大変になってしまうからです。

ただ、やはり抱え込みがちにはなるのですけれども、そういう中で今から新しい人をどう雇って、どう一緒にやっていくかというのは一番大きな問題で、答えが見えないのですけれども、財源も東京都からのものが8割ぐらい、あとは御寄附と会員の会費で、先ほど言ったように財政も安定していません。

毎年、東京都の方が来ていろいろお話をしてくださるのですけれども、数字のことを言われるのですね。何人増えたとか、実績は何人だったとか。これは2013年に私がかかわってから特に東京都といろいろな話をしているのですが、数字だけではなく、1の重みを考えてくださいと伝えています。

先ほど相談のときに申し上げましたように、ゆっくり話を聞くので、実はもうこの1週間ほど、昨日も6時間、お1人の方にずっとつきっきりで対応しているのですけれども、対応件数は1件なのです。

でも、その子にかかわっていくことが大事だと思ったら、そこに時間をかけるしかないのです。これを、対外的にも御理解いただく、そして、人材を集めるというのは非常に難しく、今、私たちはまさにいい人がいたらよろしくお願いしますとあちこちに言っているのですけれども、実際難しいです。

企業の御寄附なども、やはり成果を問われるのですね。助成金申請しても、どういう成果があるのかと結果を問われるのです。でも、例えば私がかかわったお子さんで、その子は6年ぐらいになるのですけれども、最初の2年はとにかくお話を聞くだけで、その子もうつがひどくて自殺未遂をしてしまって、成果としては何も表面的にはあらわれなかったです。

でも、3年たったときに、やっと自分からバイトをしたりとか、そういうことができるようになりました。非常に時間がかかるので、その間、目に見えた成果が出せないのです。

社会的養護のお子さんは大変ですねと企業の方がよく来てくださるのですが、助成金をとるにしても何にしても、こういう内容をしていきたいと言ってもなかなか御理解いただ



けないというのが実情です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

では、藤岡委員お願いします。

○藤岡委員 ありがとうございます。とても丁寧な御説明をいただきました。2点ほど、お聞きしたいところがございます。

1つは今、施設にいる子供たちが、おそらくそうやってパンフレットもお配りになっていただいているので、退所してからだけではなくて、いるときからこういう集まりに来ている子供たちがいる。そして、そのネットワークをつくっていくということもとても大事ではないかと思っているので、そのあたりの活動といいますか、実践があればお聞きしたいという点でございます。

それからもう1つは、例えば子供食堂などのことを考えていきますと、子供たちへの支援というだけではなくて、実は支援者の開拓といいますか、そういうところに来ることによって普段の生活の中では違ったかかわりによる喜びや幸せを得るところが支援者を開拓することにもつながっているということがあります。ここでのそういう当事者、あるいはその広がりがあるというお話もあったのですが、そのネットワークの広がりの中で喜びだけじゃなくて、つらさを分かち合うということで、かえって大人たちがある意味では役立つ気持ちがそこでまた持てるというか、そういう広がりというのも今後の活動、あるいは今の活動であるのかなと思うので、この点もぜひお聞きしたいなと思ったところで

す。

○木本NPO法人日向ぼっこ理事 ありがとうございます。

1点目のインケアのお子さんということで、私たちも全くそのように考えています。出てしまうと、どこに行ってしまうかわからない。連絡がとれないケースもすごくあるのですね。東京都の場合は自立支援コーディネーターという方が施設にいらして、自立支援コーディネーター委員会というのが月に1回ありますので、そこの委員をさせていただいて、毎月参加しています。それで、いろいろな施設とかかかわったり、あとはお子さんがかかわってくれたことで知り合いになる施設もあるので、施設訪問をやっています。

なかなか難しく、2か月行けないときもあるので、平均、月に1回の施設訪問を、自立支援コーディネーター委員会に行って施設にお願いしています。

懇意にしている施設だと、最近は施設のほうからイベントに呼んでくださいます。大体9月、10月ごろとか、退所が近づいてくる時期になるといろいろなイベントに呼んでく

ださるので、そういうところに行って私たちの活動を紹介しています。インケアのときから子供たちとつながっていないと、その後につながるのは本当に難しいし、何か問題が起きて、その問題が大きければ大きいほど知らない人に直接話すというのは難しいと思うのですね。

ですから、少しでも顔が見えていれば話しやすいんじゃないかと思って、特に問題があるからということではなくて、遊びに来てねという形でうちのイベントにも参加して下さったり、施設のほうから、この子たちは来年施設を出るのでということで、イベントに来て下さったりという形でインケアのお子さんに対応しています。なかなか行けない月もあるのですけれども、やっています。

それからもう一つ、支援者の開拓の問題なのですけれども、実は御理解いただけるかどうか、言い方もあると思うのですが、私たちは自身のことを支援者だと思っていないのですね。それを考え始めたのはやはり2013年からなのですが、支援をする、しないというようには考えていません。そのときボランティアをなくしたので、うちは、現在ボランティアはいないのです。

以前はいたのですが、そうすると、同じような年ごろのお子さんで御飯とかを食べているときにも、私はケアする人、私はケアされる人みたいな、何かとてもお互いに居心地が悪かったりとか、そのような雰囲気のできたので、それは何だか嫌だねと。ある意味みんな何かの当事者で、自分の人生の当事者なので、そこに来た人はみんなで何かしようよということになったのです。もちろんそういう活動をする中で、もっと自分もこういう支援をするような活動をしたと思ってくれる人が出てきたらいいと思うのですけれども、私たち自身は支援をしているとは思っていないのです。

ただ、私たちがやったことが、結果としてその方の支援になっていたらいいなと思って活動しています。うまく言えないのですけれども、そのように思ってやっています。

例えば、一昨年、内閣府（厚労省？）の方がいらしたときも、他の来館者と同じように、できることをみんなでやるということを考えていましたので、今日はちらしずしをつくるので、あなたはうちわで酢飯をあおいでくださいという感じでお伝えして、やっていただきました。うちはドレスコードがあって、ネクタイ、スーツはだめなのですけれども、皆さんポロシャツで来てくれて、ちらしずしを一緒につくりました。

誰かが支援者で、誰かが支援される人というのはどうなのだろう、いつでも支援者になるし、いつでも支援される側に私たちはなるのではないかと思っているので、なかなか実

際に難しいし、どこまでできているかはあるのですけれども、みんなで一緒にやるということを中心にしています。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

○秋山委員 1つ教えていただきたいのですけれども、相談事業で経済的な問題が多くて、その次に人間関係とおっしゃいましたけれども、どんなような人間関係で悩んでいるか、教えてください。

○木本NPO法人日向ぼっこ理事 人間関係というと広いのですけれども、1つは職場の上司や同僚とうまくいかないとかということ。あとは、学校の友達とうまくいかないということが主なところですよ。

うちに来るお子さんは学校よりも、職場の問題のほうが多いです。就職したけれど、職場の関係がうまくいかないから仕事をやめたいとか、やめてしまってお金に困っているとかということがすごく多いですね。

なので、お金の問題であっても、話をよく聞くと大抵職場の人間関係でつまづいているのだなとも思いますので、難しいなと思います。

実際、私たちが話していても、やはり信頼関係を築くのが非常に難しく、時間がかかるというのをすごく感じます。それは私たちの資質にもよるのですけれども、難しいなと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

とても重要なこととお話しいただいたと思います。社会における社会的養護に対する理解不足の話とか、児童相談所の話もございました。

最後に何か、私どもがこの条例を検討するに当たって触れておきたいところはございますか。

○木本NPO法人日向ぼっこ理事 2つあるのですけれども、1つは児童相談所の改革というところですよ。厚生労働省のほうも新しい社会的養育ビジョンなどでいろいろ出していて、第三者委員会を設けようとしています。私たちは厚生労働省でやっていらっしゃる「社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会」の委員をやらせていただいているのですけれども、その中で第三者委員会を設けてくれと3年間言い続けていて、児童相談所もいらしていたので、今回そのことが文面になってよかったと思っています。

それから2つ目は、先ほど御質問いただいたような社会的養護に対する理解です。差別

とかがあるので、そういうものの理解をもっと深めていきたいということです。社会のみんなに誤解のないように知っていただく。そして、認知度を広めるということが私たちにできればいいなと思っています。ありがとうございます。

○磯谷部会長 どうも貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、今お2人の方からお話をいただきましたので、今の内容も踏まえまして、私どもとして条例案の項目の検討に入りたいと思います。

それでは、事務局のほうから、まず資料の御説明をお願いしたいと思います。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、資料4-1から4-3まで御説明させていただきます。

まず、資料4-1ですが、先月末の児童福祉審議会の際に、委員の皆様からいただきました御意見を、総則から始まる6つの項目別にまとめた資料になっております。これから説明させていただく資料には、これらの御意見も踏まえて項目例を記載しております。

次に、資料4-2でございます。こちらは、6つの項目の中でそれぞれ条例に盛り込む内容の概要を記載しておりまして、条例案の全体像を示すものでございます。その具体的な内容は次の資料4-3の右側、項目の例と書いてありますけれども、そちらに具体的な内容を記載してございます。

あわせて、資料4-3の左側の部分は、項目例を記載した考え方や方向性を記載してございます。

御承知のとおり、児童虐待等の対応に当たっては児童福祉法や児童虐待防止法、児童相談所運営指針等に基づきまして対応をしてございます。記載する条例案に盛り込む項目案はそういった法令等を踏まえながら、また先ほども資料としてお示ししておりますが、本委員会での皆様の御意見も踏まえ、記載してございます。本日も部会長から御意見もいただきましたが、実務で役立つ条例を目指して項目例を作成しているところでございます。

時間の制約もございますので、資料4-2で御説明させていただき、資料4-3の具体的な項目例も必要に応じてあわせてご覧いただきますようお願いいたします。

まず、「総則」の中の「目的」としまして、行政等の責務を明確化し、関係機関等が一体となって全ての子供を虐待から守る環境づくり、子供の権利利益の擁護と健やかな成長とし、また「定義」の中で、平成7年度に都が独自に事業開始をした子供家庭支援センターについて記載したいと思っております。子供家庭支援センターについては、定義の中で記載するか皆様の御意見をいただければと思います。

「基本理念」として、虐待は児童への重大な権利侵害であること、また、子供の意見が尊重される他、子供の最善の利益を最優先することを記載しております。

社会全体で虐待から子供を守ることが必要であるため、東京都、都民、保護者及び関係機関等のそれぞれの責務を記載し、本委員会での御意見を踏まえて、保護者の責務にしつけと称して正当化することのないよう、虐待行為である体罰や暴言等の禁止を記載してございます。

次に、「未然防止」の項目の中では、妊娠・出産から子育てに至るまでの相談や支援が重要であることから、各施策を実施することを記載し、また、本委員会での御意見を踏まえ、学校での啓発や、国の死亡事例等検証結果の中で、実母が抱える問題として、予期せぬ妊娠が多いことなどの他に、健診未受診率が子供の年齢が高くなるに従って高くなっていくという状況が挙げられておりますので、母子保健施策として妊産婦、乳幼児健診の受診勧奨等に応ずる保護者等の努力義務を記載したいと考えております。

次に、「早期発見・早期対応」の項目の中では、虐待通告義務の認知度が低いことや本委員会での御意見を踏まえて「通告しやすい環境づくり」、「子供の安全確認」の項目の中では、子供の安全確認を最優先にする観点から、通告を受けたときには速やかに子供の安全確認を行うこと、また児童相談所等の安全確認への保護者等の協力義務、また建物所有者等も含む都内の団体の安全確認の協力についても記載したいと考えております。

また、「児童相談所等の調査」の項目では、虐待防止に係る情報は関係機関等に限らず、集合住宅の管理会社やスーパーなど、一般の事業者も有していることから、児童相談所や子供家庭支援センターが情報提供を依頼することを記載し、ここで応諾義務を規定することが可能か、皆様から御意見をいただきたいと思っております。

次に、「虐待を受けた子供・虐待を行った保護者への支援」の項目では、子供は家庭で養育されることが原則であり、良好な家庭環境の形成や親子関係の構築等に向けた支援が重要であることから、子供の年齢や心身の状況等に応じた支援や教育を受けられる施策を実施すること、また保護者が児童相談所等の指導や助言等に従って必要な改善等を行う保護者の責務を記載したいと考えております。

次に、「社会的養護・自立支援」の項目ですけれども、こちらも本委員会での御意見や、今日もお話があったところです。社会的養護のもとで育った子供等の社会的自立のため、理解促進が必要であるため、必要な普及啓発、支援を実施するほか、また地域社会において親しく愛護され、円滑に社会的自立ができるよう、理解促進について記載したいと考え

ております。

最後の「人材育成・その他」の項目では、虐待対応の専門機関として困難ケースに対応するため児童相談所職員の育成や、地域で子育て家庭を支え、虐待を防止し、また、早期発見・対応するため、区市町村等の人材育成のための研修等の実施の他、死亡事例等の検証に必要な情報提供の依頼や要保護児童対策協議会、または区市町村の関係機関が支援等の経過の振り返り等を行う努力義務について記載をしたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

今、事務局から項目の例についての御説明をいただきましたけれども、これから委員の皆様方と議論をしていきたいと思うのですが、その前に、司法の立場として、私のほうから条例というのはそもそも何かというようなお話もさせていただきたいと思います。

よく、条例というのは、地方公共団体の憲法のようなものというようなお話ありますけれども、実際のところ、幾つか限界というのがございまして、1つは地方公共団体の事務に関して定めるということ、それからもう1つは法令に反しない範囲で条例を定めることができるというのが憲法の枠組みということになります。

事務のほうにつきましては、私どもがこれからやろうとしている、児童虐待を含む児童福祉の問題というのは都道府県の事務とされているので、特にこれは問題がないということなのですが、もう1つの法令に反しないというのは実はなかなかややこしい話でございまして、一見、明白に法律に書いてあることに抵触するというようなことであれば、これはまずいとわかりやすいのですが、例えば法律で書いてあるよりも厳しく定めることができるのかどうかというのが、よく言われるところの上乗せの可否、それから、法律で書いていない部分について条例が定めることができるのかというのが横出しの可否というように言われるところでございます。

それぞれ端的にできる、できないという話はなかなか難しく、それぞれ関係する法律の立法趣旨などに照らして個別にどこまで書けるのかということ判断しなければならないということになります。

そういう意味で、条例というのはなかなかややこしい部分もあるわけですが、この部会においては余り条例の限界というところを意識するのではなくて、それぞれの専門的な立場から自由に御発言をいただきたいと思っておりますし、それが期待されているのだらうと理解しております。

ただ、今、申し上げたように、条例というのはなかなかややこしいところもございますので、最終的にどういったことが盛り込めるかとか、あるいは文言であるとか、そういうところについては、私どもの意見も踏まえて、事務局のほうで御検討いただくということになるかと思えますし、全て私どもの申し上げたとおりになるかと言われると、それは難しいところもあるのだろうと理解をしております。

ただ、事務局に1つお願いを申し上げたいのは、ここの部会で出た意見で、条例にはちょっと盛り込めないというようなものであったとしても、大変貴重な意見だと思っておりますので、ぜひ児童相談所ないし東京都の児童福祉行政において生かしていただきたいと思えます。

例えば、条例ではなくても規則、あるいはマニュアル、ガイドライン、いろいろな形で役立てるということは可能だと思いますし、あるいは研修などで役立てていただく。さらには、具体的な施策に反映していただくとか、そういうようなところもぜひお考えいただきたいと思っております。

そういうことで、ちょっと前置きをしてしまいましたけれども、結論的には委員の先生方は余り気にしないで御議論いただければと思います。

まずは、先ほど事務局が御説明いただいた非常にたくさんの項目がございましたけれども、特に限定しませんので、順不同で御発言をいただければと思います。

では、どうぞ。

○大竹副部会長 私も今、地元のほうで子供条例をつくろうということで動いているのですが、日向ぼっこの方からお話がありましたように、その中のポイントが支援者の支援なのです。

保護者への支援というようなことはあるのですが、そのポイントがこの中に入らないので、さらにこういうような活動をなされている支援者を支援するというのも条例の中で書き込んでもらったほうが活動しやすくなっていくのではないかとということで、支援者の支援というような視点もどこかに入れていただければと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。支援者というのは、民間団体とかということ念頭に置いているのか、あるいは何かもうちょっと幅広いものですか。

○大竹副部会長 虐待予防とか、そういった具体的な支援をしているような、まさしく児童虐待にかかわる何らかの活動をしている個人というよりも団体でしょうか。そういうような団体等を支援するというのを、そういう意識を持って、都の条例の中で位置づけてい

ただくといいのではないかと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。民間団体との連携というのは、前から非常に重要なテーマとして設けられておりますので、ごもっともかと思えます。他にいかがですか。

では、藤岡委員お願いします。

○藤岡委員 大竹委員のほうから支援者の支援ということが出てきて、とてもうれしく思っているところでございます。

私も支援者支援というのは非常に大事なことだと思っております、虐待を受けた子供たち等にかかわると、虐待を受けたことを理由に非常に暴言が出てきたり、攻撃的になったりする子供がいます。それはそういう経験の中で出てくることであって、子供自身が非常に乱暴な子供であるという、ある意味では偏見はなくさなくてはいけないというのは思っているのですが、事実としてはそういう状況になるということで、そのことによって支援者が非常に侵食される。

私は職員、里親、あるいは親御さんに、PTSDに近い状況が起きてきているのではないかとというようなことをもっと認識するべきだと思っているところであります。

それからもう1つは、支援者自身が支援を受けていることによって非常に安定する。そうすると安定した子育てができるということで、やはり安定した養育のためには、根幹には支援者支援があるのではないかと思います。大竹委員の御意見は非常にうれしく思ったところで、私も同意見であります。

そして、体罰のことは本委員会でも話題になったところでありますが、これも私の研究テーマの1つでございまして、本委員会でも若干話したのですけれども、スウェーデンでは1979年に体罰禁止法が施行されて40年たっております。その中で、国民の間では体罰はもうしない、子育ての中に体罰は入れないということで、内在化という言葉も本委員会で使いましたが、そういうふうに行っているということなのです。一方で同じヨーロッパでも、フランスはスウェーデンとは違って、昨年やっと体罰に対する禁止条項と申しますか、それを国会で認めたということがございます。

なぜそれが遅れたのかというと、フランスではやはり子育ての中に軽くお尻をたたくというふうなことが許容されてきた歴史があって、そういうところまで禁止してしまうと国民が子育てに対する非常な混乱に陥ってしまうのではないかと。そういう選択肢を非常に狭めることがあるのではないかとということが理由になったのではないかと。これをヒアリングで少し聞いてきたのですけれども、そのあたりの違いの部分は考慮しなければいけな



いということは思いながらも、しつけと虐待を混同してしまう親御さんがいる限り、やはり踏み出すべきところは踏み出して、体罰は明確に禁止するべきではないかという意見を持っているところです。

そういう意味で、バランスよく書かなければいけないという点において、体罰に対する禁止要項をどう書くかというのは非常に慎重にしなければいけないと思います。それを書いた上で、しっかりと親御さんが子育てについての明確な方法を持ったり、支援を受けられるような仕組みといますか、それを伝えられるような内容がしっかりとなければ、ある意味では体罰は密室で起きてしまうことであるので、明確な禁止条項を書いたとしても虐待に対してどれだけの歯どめになるかというところがあるということです。

スウェーデンの例を出して恐縮なのですが、1979年にそこを明確に打ち出したことによって、逆に家庭教育にどうしっかり入っていくのかというところについての方法が進んでいったということがあります。

それから、今日、子供家庭支援センターの話もありましたけれども、そこでの支援が非常に進んできたということがありますので、そのあたりのバランスをしっかりとって、親御さんが非常に混乱したり、あるいはどのように子供とかかわっていいかわからないということで自信をなくしたりしないようにしなければいけないのではないかと思ったところであります。

私からは、以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。今、体罰の禁止のお話が出ましたけれども、よく言われるのは、体罰を禁止した場合、体罰をしたら何か処罰されるのかとか、そういう話もありますが、そのあたりについて藤岡委員はどうお考えですか。

あとは、2つ目のバランスというところは、要するに体罰を禁止するということを書くだけではなくて、先ほど内在化という話がありましたけれども、そういうふうなところに持っていく施策というのでも並行して必要だという理解でよろしいのでしょうか。

○藤岡委員 先ほど社会的養護に対する考え方、捉え方ということに対する理解を深めるということをしなればいけないという御意見をいただいたところでありまして、体罰の禁止についても同様に、考え方や理解を浸透させていくということも努力しなければいけないのではないかと思うところです。

それで、スウェーデンでのように禁止しているところであっても、最近では10代の親御さんによる体罰の報告があるということをございまして、やはり体罰の禁止の規定は子

育て支援とワンセットになっていかなければいけないということでもあります。

それから、社会的な側面からいうと、傷害を負わせるような体罰をしてしまう親もいるということで、フランスなどは子育てという文脈だけではなく、かなり犯罪というところを強調して、虐待というよりもこれは犯罪だというように、刑法的な側面からかかわるといふところを明確にしているということもあるようです。

ですので、体罰をどのように取り扱うかについての部分はしっかりと伝えていかなければいけないのではないかと私は思います。

○磯谷部会長 罰則とか、そういう話については何かお考えはあるのですか。

○藤岡委員 罰則が必要かという点は、虐待防止法でも親子分離自体が親にとっては相当なダメージであるという部分はあるし、かつ刑法における処罰という部分は明確に歴史のある中で検討されているところなので、それについては考えなくていいのではないかと私は思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

では、山下委員どうぞ。

○山下委員 先ほど、大竹委員のほうから支援者の支援という観点で、そういう視点が確かに必要だなと思いつつお聞きしていて、これは日向ぼっこの木本さんの話でもあった、スタッフ側が一人で抱え込まないということがすごく大事だということとつながっているなと感じるところでした。他方で、最後に木本さんが支援者という言葉は使わないとおっしゃっていたところで、一般的には支援者とは言っているけれども、多分、木本さんがおっしゃっているのは単なる言葉の使い方のことではなくて、支援する側、される側ということではなく、対等な形でかかわっていくということだと思ふのです。

そして、この条例で言わんとしているところというのは、まさに子供が保護される、支援される客体ではなくて、権利の主体としていて、そこを中心として支える大人たち、周りの社会があるのだよというところにつながっていくのかなというようにお話を伺っていました。

それで、私はここのところはすごく大事だと思っていて、児童福祉法でも子供が権利の主体だということにはなつたものの、では具体的にどうするかということはまだこれから手探りのところだと思ふのです。實際上、例えば小さいお子さんであつたら、自分が受けていることが虐待なのかという知識がなかったり、あるいはそれがおかしいと思つてもSOSを出した後、自分がどうなってしまうのかということがわからない。成長、発達

のステージに応じて、ちゃんと自分で情報をもってプラスとマイナスがわかって、自分  
はこうしたいということがわかってくる年齢になっても、児童福祉の法制度というのは大人  
にとっても一般の人にとっては難しいことなので、ましてや子供にとっては難しい。

そういったところで、虐待を受けているお子さんに支援とか教育という項目も入れてい  
ただいていますが、本当にここは大事なところなのだなということを、先ほどの支  
援者という言葉のつながりで感じたところです。ぜひ、このところは具体的に入れられ  
るといいなと思っています。

○磯谷部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

では、お願いします。

○秋山委員 先ほど、しつけ、体罰の話が出ましたけれども、今10代の子供たちの自殺の  
原因で、例えば小学生からであれば家庭からのしつけ、叱責、親子関係の不和というもの  
が原因に挙がっています。

しかし、その10代の自殺に関しては検証をする機会がなく、一昨年に初めて心理的虐  
待による中学生の自殺を検証しましたけれども、その他の自殺に関しては今、何も術がな  
い。

そこで、この検証の中にやはり10代の自殺というところも視点に入れて進められたら  
いいのかなと思います。磯谷委員が先進的な取組をしておっしゃっていましたが、東京  
都ならでは取組として10代の自殺に目を向けていただきたいと思っています。その検  
証の中で、未然防止のところをもっと強く出てくるのではないかとと思っています。

もう1つ、乳幼児健診についてですが、保護者の責務というところで、今回それを盛り  
込んでいただけるのと、もう一つは乳幼児健診の回数が本当に少なく、例えば3歳児健  
診をしないで転入してきた子供は、もう就学時まで安全を確認する機会がないというこ  
とになります。

葛飾区では5歳児健診がありますので、そこで確認をすることができますと思いますけれ  
ども、そういう子供たちの安全を確認する機会、保育所とかに行っているといいですが、  
今は所属がない未就学児であれば余計確認ができない状況になります。そのような問題も  
出てきていますので、この解決策を少し盛り込んでいただければと思います。以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。自殺については非常に大きなテーマであると思  
いますし、まさにそのところの検証というのは本当になされていないなというのは、今お  
話を伺いながら思いました。

ただ、一方でなかなか悩ましいのは、あくまでも一般的には自殺というのは遺族のほうはすごくショックを受けている中で、いろいろとこの検証の対象にしていくという難しさもあるような感じはいたします。

それから、乳幼児健診はまさに実務的にも未就学児というのがなかなかつかみにくい。学校に行ってしまうとそれなりに把握できますし、学校に行かせていなければそれは学校教育法違反でしょうという話になるわけですがけれども、未就学児の場合はなかなかつかめないという実情もあるかと思えます。他はいかがでしょうか。

藤岡委員、どうぞ。

○藤岡委員 親御さんの子育て支援というところの具体的ななかかわりとか、あるいは実際に苦労しているところの中での支援ということはもちろん大事かと思うのですが、私としては、親支援の文脈の中で、子供の人権ということをもっと強調しなければいけないのではないかと非常に感じているところです。

恐らくその部分が明確に親御さんの中に入っていけば、体罰がなぜよくないのかというところは自ずから理解できるのではないかと思うのです。子育て支援でさまざまな方法が今、開拓されたり、入ってきたりしているのですけれども、根幹的な部分をやはり伝えていく必要があるのではないかと感じているところです。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

資料4-3について、前回の本委員会での議論も踏まえて事務局のほうで整理をしてくださったわけですがけれども、事務局として整理をする中でもう少しこの趣旨を確認したいというところがあったり、あるいはこの点について意見を聞いてみたいというところがあったような気がしますので、最初の総則のあたりから見ていきたいと思えます。

委員の方も、事務局に趣旨を確認したいというところも遠慮なく言っていただければと思いますけれども、この1ページ目から2ページ目にかけての総則のあたりですね。まずは事務局のほうで確認したいというところはございますでしょうか。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 まず、総則の中の定義のところ、平成7年度から東京都が独自に事業開始をした子供家庭支援センターを明記するとさせていただいております。子供家庭支援センターと東京都の連携や協働は非常に重要ですが、子供家庭支援センターは区市町村が実施主体であるため、連携や協働について条例で規定をすることが可能かお聞きしたいところでございます。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。児童相談所と区市町村の子供家庭支援センタ

一が、車の両輪として東京都ではやっていっているということで、非常に重要なところですけれども、委員の方からその点については何か御意見とかありますか。

○山下委員 この問題意識としては、市区町村の機関なのに都の条例に入れて大丈夫かというところでしょうか。

今までずっと東京都の事業として市区町村と連携してやってきて、明確に位置づけと実績もある中で、さらに「東京都独自の条例をこれからつくります」というように都民や、あるいは日本中の人たちに伝えるときに、「都はずっと子供家庭支援センターと協働してやってきて、さらにこの連携を深めていきます。情報収集についても都の児童相談所がするときもあれば子供家庭支援センターが情報収集するときもありますけれども、それについては都民全体が協力してやっていきましょう」ということを確認する上でも、むしろ入れたほうがわかりやすく伝わっていくと思いますし、書くことでマイナスもない。既にあるものを、より明確に伝えるということですので、そこで市区町村が何か困ることが特にないかなとは思うのですけれども、いかがですか。

○磯谷部会長 秋山委員、何かございますか。

○秋山委員 私も、子供家庭支援センターをきちんと入れていただくのは賛成です。やはり、子供家庭支援センターに主体的に動いていただきたいという願いがあります。どうしても児童相談所の下に子供家庭支援センターがあるような意識があって、児童虐待死亡事例等検証部会の提言で何度言ってもなかなか主体的に動くということが実行されていないというところがありますので、きちんと明確化していただくといいと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。区市町村に対して何か義務づけみたいな話になるとちょっと条例としてどうなのかという話が多分出てくるとは思いますけれども、東京都として区市町村に設置していただいた子供家庭支援センターと連携をしていくのだということ、つまり東京都の側から書くというのだったら多分、余り問題はないのかとは思いますが。

それからもう1つ、東京都では、連携する中で、子供家庭支援センターとは一定のルールをつくってきたというように思います。つまり、どのように役割分担をしてきたのかというところがありますけれども、やはりこの機に今、秋山委員から御指摘があったように、とにかく上下関係だとか、お互いに少し牽制するようなことになると、それは円滑な連携としては違うと思うので、そうならないよう根幹的な規定を置けるといいのかもしれない。そのあたりは、また工夫の余地があるかと思えます。

では、どうぞ。

○大竹副部長 それと関連して、まさにこれは先ほど言った支援者の支援について、東京都が子供家庭支援センターを支援するという位置づけにもなっていくと思うのです。ですから、そういった意味では条例上、規定することも難しくない。義務づけはできないということですが、まさに具体的に動いているのは子供家庭支援センターであり、そこを東京都はサポートしていくということで、支援者の支援というところにも入ってくるのではないかとこのところでは、書けるものであればしっかりと位置づけるというのは大事だと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

この総則のところでも今ありましたけれども、もう一つ、体罰のところは随分、今お話が出たかなと思いますが、それ以外に何か事務局からでもいいですし、委員のほうからございますでしょうか。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 事務局からは、先ほどの子供家庭支援センターの他にお聞きしたかったのは、早期発見のところ。「早期発見・早期対応」の中の「児童相談所等の調査」のところには情報提供を 都内の団体に依頼と記載したいとしていますが、そのことに対して応諾義務を規定することが可能かどうか。そういったことができればいいなと思いながらも、法の縛り等もございますので、そのあたりは先生方の御意見を伺えればと思っております。

○磯谷部会長 今の御質問は、とりよによっては法律問題みたいな話になるわけですが、余りそういう趣旨ではなくて、やはり情報をしっかり集める。さっき、たしか葛飾区のお話の中でも、区が関与しているところからの情報というのは比較的とりやすいけれども、それ以外のところというのはなかなか御苦労されている。これは、児童相談所も同じだと思うのです。そういう観点から、この情報提供について何か御意見などがあれば委員のほうから御発言いただければと思います。

○山下委員 虐待防止法だと第13条の4で、関係機関が提供することができるという書き方になっているのです。それで、関係機関を主語にして提供できるという規定にできるのか、あるいは逆に都の児童相談所や子供家庭支援センターからその提供を求めることができるというような書き方にして、要は刑事訴訟法の捜査関係事項の照会をするときと同じような形にしつつ、ただ、情報提供の依頼を受けた側は応諾義務までは書かれていないけれども、法令上に基づいて要求があったから出したので、個人情報の責任に問われないというたてつけにできれば、多分、今は何の規定もないところからすれば応じやすくなる

のかなと思います。

それを超えて、その主体を関係機関にして提供できるというところまで条例でいけるか。先ほどの法律的な問題とかはありますけれども、何か法律の規定の文言のたてつけというよりは、条例上、民間事業者も積極的に情報を出しやすいような形になるのが一番いいのかなと思います。

○秋山委員 医療機関のほうからいうと、情報提供をしてくれと依頼をされて、ただこちらにはもらえないというような状況もあるようなのですね。ですから、相互に必要な情報は提供し合うというような形のほうが一方的ではないのでいいかと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。多分、今の秋山委員のお話は、両立する話かなとも思っています。

というのは、児童相談所は実際に場合によっては介入をしていくということから、かなり細かい情報といいますか、プライバシーの全般にわたる情報を必要とすることがある一方で、他の機関については全く同じ程度必要かという、それは多分ケースにもよるという感じもするのですね。

ですから、児童相談所の情報収集というのはまずしっかりと手当をする一方で、まさに今、秋山委員がおっしゃったような、実際に連携として必要な情報については相互に共有していくということですね。要対協で本来は必要な情報を供出するということになっているわけですが、そこのところをしっかりと手当をするというのはもう一つあるのかなとは思っています。

他はいかがでしょうか。

○柿澤計画課課長代理 一つ聞いてもよろしいでしょうか。

秋山先生から未然防止というところで乳幼児健診の受診の義務というようなところの御意見を今回いただいているのですけれども、一方で母子保健のアプローチのありようとしては寄り添う形ということなので、義務という少し強制的な規定を定めるというのは現場のあり方としては違うというような意見も、もしかしたらあるのかと思ひまして、その辺りの書き方の工夫とか、何かありましたら御意見をいただけたらと思うのですけれども。

○秋山委員 その書き方については、やはり私も難しい部分だと思っています。

ただ、今、健診未受診者というのは数%だと思います。その数%にアプローチができないというところに現場は困っていて、訪ねて行っても反応がないとか、そういったときに健診は努力義務ですよという訴え方ができれば、もう一つ先に進めるのではないかと思います。

ます。

○磯谷部会長 今回のことは、資料4-3でいうと2ページ目の下のあたりのお話になりますでしょうか。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 はい。「未然防止」のところですか。秋山委員がおっしゃったのは一般的には受診率が高いというお話ですが、資料に記載しているのは死亡事例の場合の未受診率です。秋山委員が前回おっしゃった乳幼児健診等の受診の義務について質問させていただきました。

○磯谷部会長 この右側の欄の一番下の「○」のところということですね。ありがとうございます。

細かい法律論は置いておいて、秋山委員としては保護者の未受診という状況を放置しない一つのツールとして、それを受けるのが義務、あるいは少なくともそれに努めることが義務とか、そういうふうな形で盛り込むのがいいんじゃないかという御趣旨になるわけですね。ありがとうございます。

逆に事務局のほうから、他の部分もそうですけれども、確認したい点はございますでしょうか。場合によっては、次回へ持ち越すことになるかもしれませんけれども。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 現段階でお伺いしたいところは、以上です。

○磯谷部会長 わかりました。

では、大竹委員お願いします。

○大竹副部会長 理念条例のような形での今回の位置づけだということで、子供福祉の立場から、また東京都が子供家庭支援センターの名称の捉え方について、あまりわかっていませんけれども、福祉に携わっていると「児童」は使わずに「子供」で、「供」はまさに供する、供え物というようなイメージがあるので、国のほうも児童福祉法の「児童」は変えられないけれども、子ども・子育て支援法は「ども」を平仮名にしています。そのようなどころでいくと、この「供」の漢字を使うと、まさに子供は大人の所有物のようなイメージを持たせてしまいます。東京都は子供家庭支援センターをあえて漢字表記にしたのだとは思いますが、今のこの福祉の流れからすると、この「供」という漢字を使わずに平仮名を使うというようなことがあるので、そういったことが可能なのかということで投げかけだけをしておきます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。そうすると、次回までに事務局のほうとしては「供」



を平仮名にして条例を定めることができそうかどうか。次回までに結論は出ないかもしれませんが、以前は平仮名を使っていた時代がありましたが、その後、漢字を使うようになったという経過もあったと思いますので、ちょっとそこも踏まえて可能な限度で次回御回答いただければと思います。

そういたしましたら、今回の意見も踏まえて、次回までに事務局のほうでまた整理をしていただければと思います。

それでは、本日の審議は以上ということにしたいと思います。

それで、1つ私のほうから注文なのですけれども、やはり東京都としてこの条例を制定するというところで、冒頭も申し上げましたようにいろんな特徴のある、また具体的な実務でも使えるような形にしたいという思いもごさいます。そういう意味で、本当はじっくりゆっくり議論ができればいいと思いますが、パブリックコメントとか、そういったことというのは何か予定はされているのですか。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 パブリックコメントは1か月間実施します。広く都民のみなさまの御意見も踏まえた上で都議会に条例案を提出する流れとなります。

○磯谷部会長 わかりました。希望としては、パブリックコメントを受けた形でこの部会で議論ができると、なお良いのではないかと考えております。なかなか事務局としても、タイトなスケジュールをお考えかもしれませんが、せっかくの条例ですので、私としては少し時間をかけて十分な議論をしてつくっていただければと思いますので、一応部会長の希望ということで申し上げさせていただきました。

それでは、事務局から今後の予定についてお願いをいたします。

○園尾少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 本日は、皆様から貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

次回の部会は9月を予定しておりまして、また具体的な日時等については改めてお知らせさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○磯谷部会長 ありがとうございました。

それでは、本日の第1回の専門部会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

閉 会

午後 8 時 3 2 分